
保険法における遺言による保険金受取人の変更

神戸学院大学 岡田豊基

1. はじめに

保険法では、契約者と受取人とが異なる生命保険契約につき、これを第三者のためにする生命保険契約と明示するとともに（42条～45条）、遺言による受取人変更の規定を定めている（44条1項）。その立法理由は、法案作成者によれば、生前の意思表示による方法だけでなく、遺言によって受取人を変更したいという契約者の意思を尊重するためである¹。

このように、保険法において遺言による受取人変更が定められたことにより、これを巡る解釈論上の疑義のかなりの部分が解決されると思われるが、依然として解釈に委ねられる部分が存在しており、また、この立法が実務に及ぼす影響も小さくないようであることから、それに対応する解釈が求められていると考える²。

そこで、遺言による受取人変更について、本報告において若干の検討を行いたい。

2. 遺言による受取人変更の解釈基準

保険法では、遺言による受取人変更が明示されている（44条）。それゆえに、この変更は民法上の遺言規整を受けることになるので、民法の規定と関連付けながら検討する必要がある。

3. 遺言による受取人変更

（1）遺言による受取人変更の理論的根拠

遺言による受取人変更の効力について、商法を巡っては、最高裁昭和 62 年 10 月 29 日判決の立場が基礎とされる。それによると、受取人変更の意思表示は契約者の一方的意思表示によって効力を生ずるものであり、意思表示の相手方は必ずしも保険者であることを要せず、新旧受取人のいずれに対してもよく、この場合、保険者への通知を必要とせず、

¹ 萩本修編著『一問一答・保険法』185頁（商事法務・2009年）。

² 矢野慎治郎「遺言による受取人変更」落合誠一＝山下典孝編『新しい保険法の理論と実務』126頁（経済法令研究会・2008年）、落合誠一監修『保険法コンメンタール』135頁（損害保険事業総合研究所・2009年）（山野嘉朗筆）、村田敏一「新保険法における保険金受取人に関する規律について」生保論集 166号 29頁（2009年）、長谷川仁彦「保険金受取人の変更の意思表示と効力の発生」竹瀆修＝木下孝治＝新井修司編『保険法改正の論点』249頁（法律文化社・2009年）、山下典孝「保険法における保険金受取人変更に関する一考察」生保論集 167号 134頁（2009年）等を参照。

意思表示によってただちに受取人変更の効力が生ずると判示されている。また、多数説は、受取人変更の意思表示は相手方のない意思表示と解する³。

保険法において遺言による受取人変更が認められることの解釈上の理由について、商法上のそれのように、この変更の意思表示を相手方のないそれと解して、効力を認めることはできない。というのは、保険法では、受取人変更は保険者に対する意思表示によってすると明示され（43 条 2 項）、意思表示の相手方を保険者に限定しているので、受取人変更の意思表示を相手方のないそれと解することはできないと考えるからである。

保険法において遺言による受取人変更が定められたことで、この変更の意思表示は遺言事項となるゆえに、民法の規定との関連において、その効力を明らかにしなければならない。そうであるとして、遺言事項は、遺言者の真意確保等のため、法的に意味のある事柄でなければならない。遺言によっても生前行為によってもなしうる行為として財産処分があり、この中に遺贈（民法 964 条）が含まれる⁴。保険法では、契約者が契約締結時に受取人変更権を留保していた場合に限らず、契約者に受取人変更権を認めている（43 条 1 項）。受取人変更とは、保険金請求権の帰属者である受取人を変更する行為である。それゆえに、受取人変更の意思表示を行う契約者の意思は、旧受取人に属する保険金請求権という財産上の地位を新受取人に取得させようとするものである⁵。また、受取人は自己固有の権利として保険金請求権を取得するが、この権利は絶対的な権利ではなく、受取人変更権は契約者に帰属することから、保険金請求権の帰属は契約者の意思に左右される。それゆえに、民法上、遺言者の意思が明白である限り、他人に属する権利を遺贈の目的とすることが可能であることから（民法 996 条但書）、契約者と受取人とが異なる第三者のためにする生命保険契約にあっても、遺言による受取人変更を行う場合、この変更を他人に属する権利の遺贈と解することができると思う。ただし、遺贈を包含する行為概念である財産処分として、すなわち、契約者が処分権行使の一形態として遺言による受取人変更を行うことは可能であると解することで十分ではないかと考える。その限りにおいて、遺言は相手方のない単独行為として権利変更を生じさせることのできる要式行為であり、受取人変更権の留保制度を保険金請求権について処分権を契約者が有する制度であり、契約者が処分権の

³ 判例・学説について、山下典孝「保険金受取人の指定・変更」金判 1135 号 76 頁（2002 年）、溝渕彰「判批」事例研レポ 221 号 13 頁（2008 年）等を参照。

⁴ 島津一郎＝松川正毅編『基本法コンメンタル・相続（第 4 版）』161 頁（日本評論社・2002 年）（千藤洋三筆）、中川善之助＝加藤栄一編『新版 注釈民法（28）相続（3）補訂版』46 頁～49 頁（有斐閣・2004 年）（中川善之助＝加藤栄一筆）。

⁵ 蕪山巖編『遺言法体系』247 頁（西神田編集室・1995 年）（田中永司筆）。

行使の一形態として受取人変更との形式で処分することが可能であると解する立場⁶を支持したい。

（２）遺言による受取人変更の効力

（i）効力発生時期

遺言の効力発生時期は遺言者の死亡時である（民法 985 条 1 項）。それゆえに、自己の生命の保険契約の場合、遺言による受取人変更の効力は遺言者である契約者（＝被保険者）の死亡時に発生すると解される。保険法では、受取人変更の意思表示の相手方を保険者と定められていることから（43 条 2 項）、意思表示の通知が保険者に到達したと認められれば、これによって受取人変更の効力が生じる。この規定は、性質上、強行規定とされる⁷。このような規定の内容からすると、自己の生命の保険契約において、遺言による受取人変更の意思表示がなされており、遺言者である契約者（＝被保険者）が死亡した場合、その時点で変更の意思表示は遺言事項として効力を生ずるが、これは相手方のない意思表示としての効力にすぎず、その後、相続人がその旨を保険者に通知しなければ、受取人変更としての効力は生じない。それゆえに、遺言による受取人変更に関する保険者への通知は効力要件であり、かつ、対抗要件である（44 条 2 項）ということになる。保険法上、受取人変更の意思表示の通知を定める規定（43 条 2 項）が遺言による受取人変更を定める規定（44 条）に先行することからも、このことは理解できる。しかしながら、受取人変更が遺言でなされた場合、受取人変更の意思表示は、民法に明示されてはいないが、遺言事項となると解されることから、その効力については民法の規整に服するゆえに、前述のような解釈がなされるべきであると解する。その限りにおいて、被保険者死亡後になされる受取人変更に関する通知は、保険者への対抗要件にとどまると解される。

これに対して、他人の生命の保険契約においては、固有の解釈を必要とする。まず、他人を被保険者とする死亡保険契約（38 条）において遺言による受取人変更をする場合には、被保険者の同意が効力要件となる（45 条）。同意の時期に関しては、遺言の効力発生時である契約者の死亡時（民法 985 条）までに限る必要はなく、被保険者が死亡するまでに、保険者または契約者に対して同意がなされていればよいと解される⁸。つぎに、契約者が遺言による受取人変更を行った後、契約者が死亡する前に被保険者が死亡するという場合が考えられる。遺言による受取人変更の効力は遺言者である契約者の死亡時に発生するこ

⁶ 山下孝之「生命保険の財産法的側面（3）」NBL255 号 34 頁（1982 年）。

⁷ 萩本・前掲注（1）181 頁。

⁸ 矢野・前掲注（2）127 頁。

とから（民法 985 条 1 項）、この場合、遺言の効力が発生する前に保険事故が発生したことになるので、受取人変更の効力は発生しないと解される⁹。

（ii）遺言の効力との関連

遺言による受取人変更は民法の遺言規整に服することになることから、遺言の方式に違背等の瑕疵がある場合には、遺言は無効となるので（民法 960 条）、遺言による受取人変更も否定される。それゆえに、受取人は、遺言による受取人変更の前になされた受取人変更の意思表示に従って決めることとなる。さらに、保険法では、遺言による受取人変更がなされた場合、遺言が効力を生じた後、その旨を保険者に通知しなければ、保険者に対抗できないことから（44 条 2 項）、遺言が無効の場合には、対抗要件を充足できないこととなる¹⁰。

（3）遺言後における新たな受取人変更

遺言後に、遺言以外の方法で新たな受取人変更の意思表示がなされることがある。これについて、商法上の裁判例であるが、民法上、遺言と異なる生前処分その他の法律行為をした場合には、遺言の撤回がなされたものとして取り扱うことが可能であることから、受取人変更についても同様に扱うべきであるとするものがある¹¹。

すなわち、民法では、遺言と遺言後の生前処分その他の法律行為とが抵触する場合、抵触する部分については、遺言後の生前処分その他の法律行為で遺言を取り消したものとみなされことから（民法 1023 条 2 項）、抵触する生前処分その他の法律行為による撤回が擬制されている。これは、遺言者が前の遺言と抵触する生前処分その他の法律行為をしようと思えば、前の遺言を撤回する遺言をして（民法 1022 条）、前の遺言を失効させ、ついで生前処分その他の法律行為をなすべきであるが、遺言者が前の遺言と抵触する行為をした場合にも、そこに撤回の効力を擬制するものである。そして、前の遺言の存在や内容を忘却して行為をした場合でも撤回が擬制され、この場合は意思を変更したものとみなされる¹²。

遺言による受取人変更が遺言事項とされることからして、この変更権についても、所定の要件が充足される限り、遺言の撤回が擬制されると解することができる¹³。

⁹ 矢野・前掲注（2）127 頁。

¹⁰ 矢野・前掲注（2）129 頁。

¹¹ 仙台高判平成 20 年 3 月 27 日事例研レポ 235 号 11 頁。

¹² 中村＝加藤・前掲注（4）404 頁（山本正憲筆）。

¹³ 山下友信「保険金受取人の指定・変更」『現代の生命・傷害保険法』37 頁（弘文堂・

(4) 遺言による受取人変更とされる範囲

(i) 解釈基準

遺言書に「保険金受取人をAからBに変更する」と明示されている場合は、遺言による受取人変更であることが明白である。これに対して、①遺言による受取人変更であることが明白であるが、変更対象となっている保険契約や保険金請求権が特定できない場合、②遺言による受取人変更である旨が明確に記載されているとはいえない場合などがある。

このように、遺言者の意思を遺言書の表示から一義的に明らかにできない場合には、遺言の解釈が必要とされる。この解釈基準は、一般的に次のようである。すなわち、遺言は、遺言者が生前に表示しておいた意思に法的効力を与え、その強制的実現を確保するための制度であるゆえに、遺言の効力は遺言者の意思表示の内容によって決定され、内容が法定事項にあたるか否かは遺言者の意思解釈によって判断されることとなり、その場合、遺言者の真意を合理的に探求し、できるだけ適法有効なものとして解釈すべきであり、とりわけ、遺言は相手方のない単独行為であるから、相手方の保護や取引の安全を考慮する必要はなく、意思主義に従って遺言者の真意を問題にするだけでよいとされる¹⁴。ただ、遺言の解釈上、遺言者の真意を明らかにするために、遺言書以外の資料を利用しなければならず、その際には、文字に拘泥する必要はないが、遺言書の文字からかけ離れた解釈をすることは許されないと解されている¹⁵。また、判例では、遺言の解釈にあたっては遺言書の文言を形式的に判断するだけでなく、遺言者の真意を探求すべきであり、遺言書の特定条項を解釈するにあたっては、当該条項と遺言書の全記載との関連、遺言書作成当時の事情および遺言者の置かれていた状況等を考慮して、当該条項の趣旨を確定すべきであるとされる¹⁶。

遺言による受取人変更とされる範囲を明らかにするためには、遺言の解釈をしなければならない。その場合、民法上の遺言の解釈基準が妥当する場合とそれとは異なる解釈をすべき場合とがあると考えられる。

遺言による受取人変更について訴訟となるケースは、新旧受取人間の訴訟と受取人（と

1999年)。

¹⁴ 浦野由紀子「遺言の解釈」久喜忠彦編『遺言と遺留分第1巻遺言』221頁～222頁(日本評論社・2001年)、中川＝加藤・前掲注(4)49頁～51頁(加藤栄一筆)。

¹⁵ 中川＝加藤・前掲注(4)50頁～51頁(加藤筆)。

¹⁶ 最判昭和58年3月18日判時1075号115頁、最判平成3年4月19日民集45巻4号477頁、最判平成5年1月19日民集47巻1号1頁、最判平成13年3月13日判時1745号88頁等。

主張する者)・保険会社間の訴訟とに分けられる。新旧受取人間の訴訟では、民法上の遺言の解釈基準が妥当すると考える。というのは、新旧受取人間では、保険金の帰属について争われるが、それは受取人変更の効力発生要件を中心にされるのであり、保険者に対する受取人変更の対抗要件は争いの対象にならないこともありうるからである。この場合、遺言は相手方のない単独行為であるから、意思主義に従って遺言者の真意が問題にされる。

これに対して、受取人・保険会社間の訴訟では、民法上の遺言の解釈基準とは異なる解釈が必要とされる。この場合、保険者は受取人変更について契約者が行った遺言に関与することとなり、遺言の効力が発生すると、遺言書に記載された受取人変更に従って、所定の要件が充足された後、新受取人に保険金を支払う。これはまさしく、遺言の効力だけでなく、保険契約という取引に基づいて発生する効果である。遺言の解釈において意思主義に従って遺言者の真意を問題にするだけでよいとされるのは、遺言は相手方のない単独行為であるから、相手方の保護や取引の安全を考慮する必要はないということに基づくものである。また、保険者に遺言者の真意を知るように要求することは酷であろうし、真意を知ることが不可能に近い。そうであれば、受取人・保険会社間の訴訟では、民法上の遺言の解釈基準とは異なる解釈をするべきであり、契約者が遺言に示した意思表示の有する客観的な意味に従って保険金を支払えばよいと解すべきであろう。というのは、保険者は、遺言について直接の当事者ではなく、遺言書に記載された権利関係の変動の帰属者でもなく、契約者との間で締結された保険契約という取引の相手方にすぎないからである。

(ii) 受取人不確知による弁済供託の適否

遺言書の記載内容からいずれの者が受取人となるか明らかでない場合については、保険者は、受取人(債権者)不確知として保険金を弁済供託することができるのではないかと考える(民法 494 条後段¹⁷)。

この点に関する近時の裁判例によれば、これを肯定するものと否定するものがある。肯定する裁判例には、指定された者と旧受取人双方から保険金請求を受け、裁判が継続中の場合には、保険者が受取人変更の事実を知っていた場合には、保険金支払に免責的効力を認められないとする見解もあることから、供託を有効とするもの¹⁸、受取人変更届が変更後受取人になる者により署名代理の方式でなされたものであり、被保険者(=契約者)

¹⁷ 磯村哲編『注釈民法(12)債権(3)』285頁以下(有斐閣・1981年)(甲斐道太郎筆)、奥田昌道『債権総論(増補版)』561頁以下(悠々社・1992年)、潮見佳男『債権総論(第3版)Ⅱ』207頁以下(信山社・2005年)を参照。

¹⁸ 大阪地判昭和60年1月29日文研生保判例集4巻146頁。

が死亡するまでの間に保険者が契約者の意思確認をしなかったことが違法でなかったとして、供託を有効とするもの¹⁹、指定された者と被共済者の法定相続人の双方から共済金請求があったため、受取人が誰であるか知りえないことから、供託を有効とするもの²⁰などがある。これに対して、否定する裁判例には、保険者としては契約者が受取人変更請求書を作成する際に同席した外務員に確認する等により比較的容易に正当な受取人を確知できたのに、受取人確知の調査等を行った旨の主張立証がないので、保険会社に過失がないとはいえないとして、供託の効力を認めないもの²¹がある。

これらのことから、保険金の支払につき債務者である保険者に過失なくして受取人を確知できない場合には、保険者は保険金を供託することができ、保険金支払債務から解放され、債務不履行の責任を負わないと解される。

（５）受取人の介入権

保険法では、受取人に介入権が認められている（60 条 2 項）。介入権は契約者の扶養者の保護を目的とするものであり²²、受取人が契約者もしくは被保険者の親族または被保険者である場合には、効果的に作用する。

しかしながら、保険法では、介入権行使の効果として、介入権者が契約者の地位を承継することまでは定めていないことから、受取人が介入しても、その後、契約者が契約を解除したり、受取人変更を行うことがあり、このような受取人にとって必ずしも絶対的な効果がもたらされるとは限らない。しかし、遺言による受取人変更の場合、介入権者を保護するために、この者を契約者とするという方策とすべきではないと考える。というのは、遺言による受取人変更については、遺言者である契約者の意思を尊重すべきであり、保険金請求権の帰属は契約者の意思に左右されること、保険法が介入権者を契約者とする旨の規定を定めていないことなどが理由としてあげられる。それゆえに、遺言による受取人変更の後、それを知らない旧受取人が介入権を行使した場合、それ以後に変更がなければ、遺言のとおりになり、変更があれば、遺言の撤回として、その後の変更に従う、介入後に

¹⁹ 横浜地裁相模原支判平成 9 年 12 月 24 日生保判例集 9 巻 596 頁。

²⁰ 東京地判平成 10 年 11 月 13 日生保判例集 10 巻 447 頁。

²¹ 大阪地判平成 2 年 12 月 14 日文研生保判例集 6 巻 278 頁。本判決では、被告となった 2 つの保険会社のうち、1 社については、保険会社が受取人変更請求書につき契約者の意思を確認しようとしたところ、新受取人と記載されている契約者の妻が協力せず、保険会社はそのまま請求書を受理した事情があること、被保険者死亡後における当初の受取人の保険会社に対する要求を総合して、供託は過失なくなされたものと認めている。

²² 萩本・前掲注（1）201 頁。

【平成 21 年度日本保険学会大会】

第Ⅲセッション

レジュメ：岡田豊基

遺言による受取人変更があれば、遺言のとおりになると考える。そして、最終的に受取人にならなかった介入権者は、支払った保険料相当額を受取人に対して求償できるにとどまると考える。

4. おわりに

遺言による受取人変更について、以上のような検討を試みた。つきましては、ご指導ならびにご教授の程、宜しく願い申し上げます。